

市第 133 号議案

水防法第15条第 1 項第 3 号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の制定

水防法第15条第 1 項第 3 号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例を次のように定める。

平成26年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

水防法第15条第 1 項第 3 号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例

水防法（昭和24年法律第 193 号。以下「法」という。）第15条第 1 項第 3 号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模は、次に掲げるものとする。

- (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第 1 (12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が5,000 平方メートル以上のもの
- (2) 令別表第 1 (16)項に掲げる防火対象物で、同表(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が5,000 平方メートル以上のもの
- (3) 前 2 号の規定にかかわらず、同一敷地内において令別表第 1 (12)項イ、(14)項又は(16)項に掲げる防火対象物（同項に掲げる防火対象物にあっては、同表(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）が 2 以上ある場合（当該 2 以上の防火対象物に係る法第15条第 1 項ただし書の規

定による申出を行う所有者又は管理者が同一の者である場合に限る。) には、同表(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上のもの

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

水防法の一部改正に伴い、同法第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定めるため、水防法第15条第1項第3号ハに規定する条例で定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例を制定する必要があるので提案する。

**参 考**

**水防法（抜粋）**

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第1項の規定により浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第3号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

（第1号及び第2号省略）

(3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

（イ及びロ省略）

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

（第2項及び第3項省略）